

# 第6次小清水町行財政改革大綱

(令和 3 年度～令和 7 年度)

小清水町

令和 3 年 3 月

## 《 目 次 》

1. 行政改革の経緯と必要性	1
2. 現状と課題	1
(1) 小清水町の財政状況	1
(2) 町民協働によるまちづくりの状況	2
(3) 地方創生に向けた取組状況	2
3. 基本方針と推進項目	3
(1) 効率的・効果的な行政運営	3
① 効率的な事務運用	3
② 人材育成の推進	3
③ 財政の健全化	3
④ 公共施設等の適正な配置・管理	4
(2) 行政サービスの質の向上	4
① 町民との協働の推進	4
② 町民サービスの充実・向上	4
(3) 組織・給与の見直し	4
① 定員及び給与の適正な管理	4
② 組織機構の見直し	4
4. 推進及び進行管理	5
(1) 計画期間	5
(2) 推進体制と進行管理	5
(3) 計画の見直し	5

## 1. 行財政改革の経緯と必要性

本町では、地方自治法第2条第14項(「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」)の基本原則に基づき、平成8年以降、5次にわたり「行財政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素化や定員管理の適正化、民間委託の推進・指定管理者制度の導入など、効率的かつ効果的な行政運営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズを的確に対応し、町民の満足度を高める行政サービスが提供できるよう行財政改革を推進してきました。

しかし、町政を取り巻く環境は、急速な人口減少や高齢化、また、基幹産業である農業をはじめとした担い手不足による産業構造の変化等に伴い、町税など収入の安定的な確保が困難となることが予見されています。他方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策など、今後も厳しい財政運営が避けられない状況の中、本町においては国から交付される地方交付税による影響が大きいことから、これまでどおりの行政サービスの提供は厳しい状況が見込まれます。こうした環境を背景として、町民福祉の向上や地域課題などへの対応は、町民と行政がともに考え、ともに汗を流す「町民協働」を中心とした運営への変革に加え、前例や固定観念等に捉われず「町民の目線」を基本とした発想の転換を行うことによって、これまでの行政運営の仕組み・手法を変えていくことが重要であり、将来想定される厳しい社会状況においても町民が求める・職員に求められる質の高いサービスを継続的に提供し、地域全体が発展し続けるまちづくりを進めていくことが必要となっています。

このような状況の中、令和2年度に第5次小清水町行財政改革大綱の計画期間が終了することから、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、新たな行財政改革大綱を策定し、継続して行財政改革に取り組んでいきます。

新たな行財政改革大綱では、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の基本原則に基づき、効率的かつ効果的な行政運営に取り組むことはもちろんのこと、多様化・複雑化する町民ニーズや地域課題に対応するため、町に関わる全ての個人や団体といった「町民」自らが取り組む自治の領域を広げ、町民と行政が共通の課題や目標に向かって協力し合う協働の取組などによって、行政サービスの提供やまちづくりを進める視点が重要となっています。

## 2. 現状と課題

### (1) 小清水町の財政状況

本町では、前述したとおり自主財源である地方税の占める割合が極めて低く、加えて地方交付税に依存する財政構造であるため、今後、町財政の運営はますます厳しくなることが想定されることから、行財政改革の推進、消費的経費の徹底した節減、補助費などの整理合理化を推進していく必要があります。

また、人口減少に伴う税収減や高齢化による扶助費の増加が見込まれる中、自主財源の確保に直結する町税の適正な課税や徴収率向上のための取り組み、本町へのふるさと納税の促進、町有財産の有効活用などによる独自の財源確保も重要となります。平成 27 (2015) 年 3 月に策定された小清水町公共施設等総合管理計画では、将来的に本町が所有する全ての公共施設等を更新することは困難であることが明らかになったことから、必要な施設を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図るため、公共施設の総量削減と維持管理コストの縮減に向けて、施設新設の抑制、更新時の規模縮小や複合化、施設の統廃合に取り組みが必要となります。

## (2) 町民協働によるまちづくりの状況

地方分権の進展に伴って国と地方の関係が見直され、地方自治体には自己決定による行政運営とこれに伴う自己責任が求められるようになりました。一方で町民のニーズや地域社会の課題は多様化、複雑化が進み、これまでの行政運営の手法では対応が困難なケースが増えています。さらには、過疎化や高齢化の進展に伴って、崩壊の懸念が広がっている地域コミュニティを維持し、安全・安心なまちづくりを進める中で、ICT・IoTの劇的な進化、新型コロナウイルス感染症に伴う「新たな生活様式」の実践など、様々な社会・経済環境変化に迅速に対応した施策の展開を図ることが喫緊の課題となっています。

このことから、従来の行政主導によるまちづくりから、町民の声を直接行政に反映させる町民参画によるまちづくりと町民と行政が共に行動する町民協働のまちづくりを基本とし、前例や固定観念等に捉われない町民目線での発想の転換を行う必要があります。

また、「平成 30 年北海道胆振東部地震」による大規模停電や「台風」「暴風雪」等の災害を教訓に、自主防災組織の育成や避難所配置の見直しをはじめ、新型コロナウイルスなどの感染症にも対応した体制づくりが必要となっており、地域と行政がそれぞれの立場で連携してどのように取り組んでいくかが課題となっています。

## (3) 地方創生に向けた取組状況

本町では、急速な人口減少・少子高齢化問題に対応するため、かつ、「未来につながるまちづくり ～みんなで創るずっと住みたい大自然のまち～」という将来像の実現に向けて「第2次 小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和 2 (2020) 年 3 月に策定し地方創生の取り組みを進めております。

地方創生に向けた取り組みは、「新しい人の流れ・定住促進」「結婚・出産・子育て」「雇用の創出」「地域間連携」の4つの理念(基本的方向)のもと、各種重点プロジェクトを掲げ、各施策を進めており、総合戦略の着実な実施による成果が求められています。

### 3. 基本方針と推進項目

「第6次小清水町行財政改革大綱(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)」は、人口減少や少子高齢化が進展する中であって、限られた財源と人員で多様化する町民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを提供していくため、3つの基本方針と8つの推進項目のもと、行財政改革を推進します。

#### (1) 効率的・効果的な行政運営

「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の使命を堅持することはもちろんのこと、事業検証に基づく事務事業の見直しや自主財源の確保などに努め、限られた財源と人員で効率的・効果的な行政運営を図っていきます。

#### ① 効率的な事務運用

限られた経営資源の中で、社会経済情勢の変化や複雑化・多様化する町民ニーズに的確に対応していくため、今後も町民の視点を取り入れた事業検証を行い、事業の必要性や町民の満足度、事業主体の妥当性、事務の効率化など、事務事業の改善や事業のボトルネックを解消することで、効率的な事務の運用に努めます。

#### ② 人材育成の推進

地方創生の実現に向けた施策の着実な進捗を図る上で、行政運営を担う職員には町民感覚・町民目線に立って課題を発見し解決する政策形成能力や高度な業務遂行能力とともに、高い倫理観と使命感が求められています。そのため、計画的な職員研修や本町と包括連携協定を締結している北海道大学公共政策大学院との人材育成研修、日常の業務を通して職員を育成する職場環境づくりに取り組み、職員の意識改革や資質の向上に努めます。特に、職員一人ひとりの倫理観の醸成、コンプライアンスの徹底及び危機管理意識の向上を図り、町民から信頼される職員を育成します。

#### ③ 財政の健全化

引き続き、健全な財政運営を確保するため、将来の財政負担を見通した中長期的な視点で予算編成を行うとともに、統一的な基準による新たな地方公会計の活用や公営企業会計の地方公営企業法適用により財政状況の「見える化」を推進し、限られた財源を「賢く使う」取り組みを進めます。

また、町税徴収率の向上や施設使用料の適正化、本町へのふるさと納税の促進などに引き続き取り組むほか、未利用財産の利用価値を検討し、普通財産とすべき未利用財産の貸付・売却を行い、自主財源の安定的な確保に努め、地方分権の進展した社会に対応できる財政基盤の構築を目指します。 ※歳入の確保

#### ④ 公共施設等の適正な配置・管理

本町の公共施設のうち1970年代及び1990年代にその多くの建築物が建設されており、今後は老朽化に伴う大規模修繕や更新期を迎え修繕費用等の経費増加が懸念されます。このため、平成27年3月に策定した小清水町公共施設等総合管理計画の着実な推進を図るとともに、指定管理者制度の適正な運用など、外部委託や民間移行も取り入れた効率的な施設運営に努めます。 ※「外部委託・民間移行」

### (2) 行政サービスの質の向上

社会情勢の変化により行政の担う領域が広がってきていることと、町民のニーズが多様化、複雑化していることで、これまでの行政手法だけでは対応できない状況がでてきています。そのため、町民の視点に立ち、さまざまな手段や機会を通じ、町民のニーズや地域社会の課題を的確に把握し、町民と行政による協働を推進することによって町民個々が行政運営に参画できる仕組みを拡充し、町民の多様で細かいニーズに応えていくことで行政サービスの質の向上につなげていきます。また、行政手続きの見直しなどを行い、町民の利便性の向上を図っていきます。

#### ① 町民との協働の推進

協働のまちづくりを進めるため、町民と行政がそれぞれの責任や役割を認識し、互いに協力することを基本に町民を主体としたまちづくりや防災体制の見直しを進め、自主防災組織等の自治コミュニティの確立による組織力向上に繋がる支援や公共的役割の担い手となりうる組織づくりを行うとともに、様々な手段を利用して町政に関する情報を発信することで、町民と町民、町民と行政による協働のまちづくりを推進します。 ※「事務事業の見直し(情報)」

#### ② 町民サービスの充実・向上

町民の視点に立った行政サービスの提供と、質の高い行政サービスを提供するため、窓口業務の効率化や、ICTの活用などによる行政手続きの利便性の向上を図り、町民サービスの充実・向上に努めます。

※「事務事業の見直し(情報)」

### (3) 組織・給与等の見直し ※「組織・給与等の見直し」

#### ① 定員及び給与の適正な管理

効率的・効果的な行政運営に取り組み、合わせて人件費総額の抑制を図るため、多様な任用形態の活用による定員の適正管理や時間外勤務縮減等の働き方改革に努めます。

また、職員給与については、人事院勧告に準拠するとともに、他の地方公共団体の状況等も調査・検証しながら、更なる給与制度の適正化に努めます。

#### ② 組織機構の見直し

防災拠点型複合庁舎建設を機に、町民ニーズに的確に対応していく組織機構の見直しを行います。

## 4. 推進及び進行管理

### (1) 計画期間

本大綱の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

また、本大綱に基づく具体的な取組を示した推進計画は、大綱と同様に5年間により策定します。

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
総合計画	第6次総合計画										
	前期基本計画					後期基本計画					
総合戦略	第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第6次総合計画 前期基本計画を兼ねる)										
行財政改革大綱	策定	推進計画									

### (2) 推進体制と進行管理

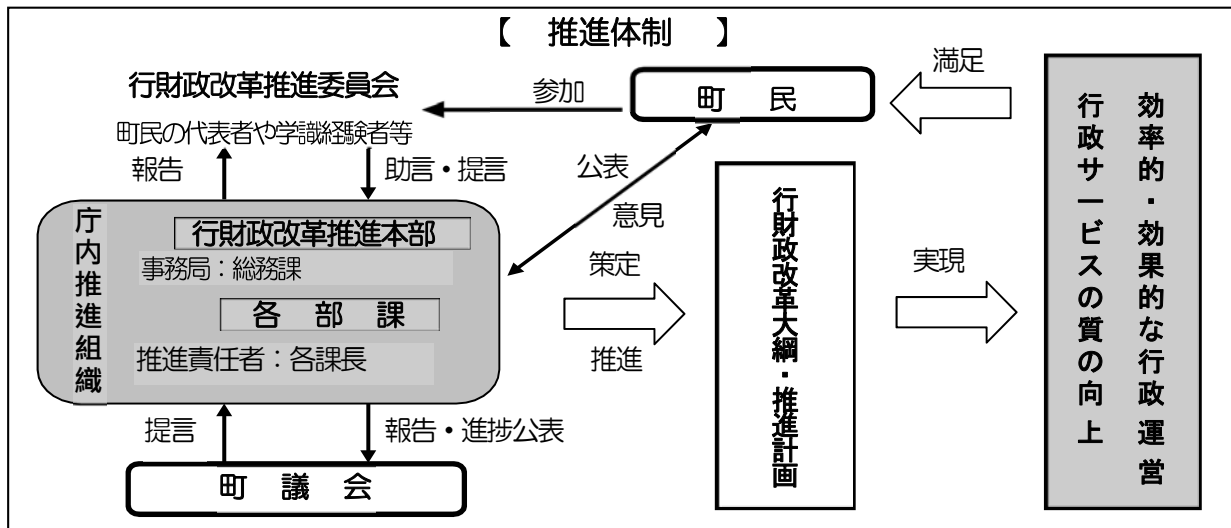
第6次行政改革大綱では、新たな防災拠点型複合庁舎建設や、行政サービスの質の向上に繋がる取り組みが重要と捉え、推進計画の実施事項ごとの実施内容や各年度の取組等の進捗状況を毎年度取りまとめて、進行管理を行います。

行政改革の推進にあたっては、現場(各課)による主体的な実施及び進行管理に努めるとともに、町長を本部長とする「小清水町行政改革推進本部」において、全庁的な取り組みを推進します。

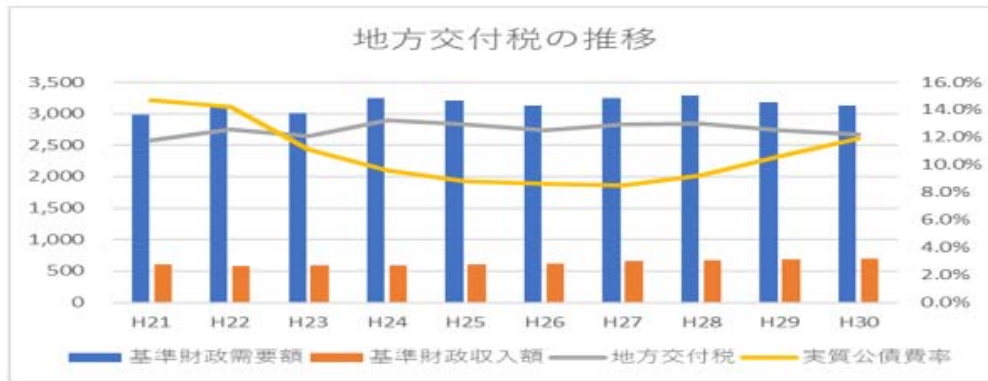
また、適宜、その進捗状況や成果等を小清水町行政改革推進委員会及び町民、町議会に報告・公表することにより、様々な意見集約に努め、以後の改革の推進に反映させていきます。

### (3) 計画の見直し

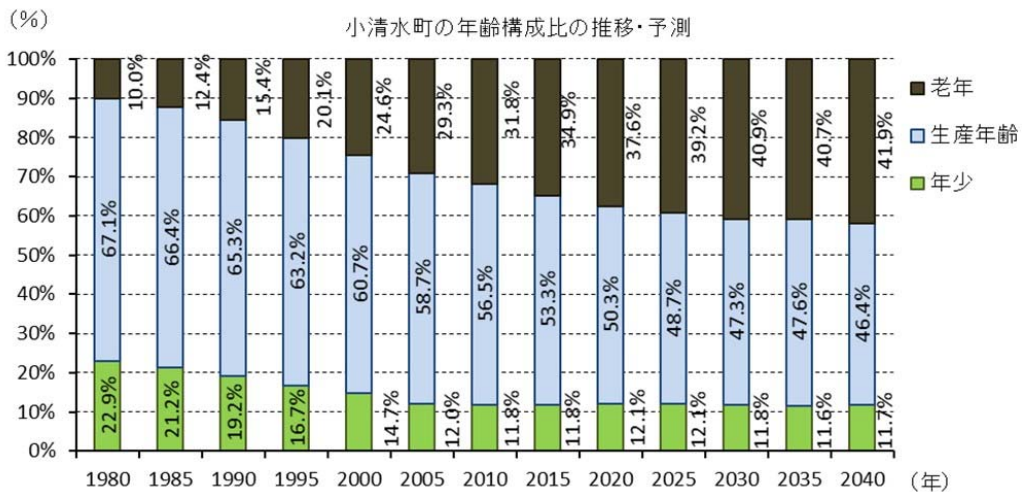
行財政改革を推進していく中で、社会経済情勢の変化等により推進計画の見直しを必要とする場合は、適宜検討し変更していきます。



【参考資料】



- **基準財政需要額** 標準的な行政活動を行うために必要な町税等の額。人口や面積、道路や公園、公共施設数などによって、国の基準で算定した町の最低限必要な経費
- **基準財政収入額** 標準的な状態において見込まれる町税などの収入額の75%と、譲与税などの税外収入の75%の合算額
- **地方交付税** 町の財政力に応じて、国から交付される収入
- **実質公債費率** 毎年度定期的に収入される財源のうち、公債費に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合。



西暦	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
老年人口	1,797	1,556	1,300	1,074	902	691	630	599	578	538	485	439	403
生産年齢人口	5,256	4,881	4,414	4,058	3,717	3,379	3,025	2,710	2,399	2,165	1,943	1,802	1,603
年少人口	783	910	1,044	1,290	1,506	1,683	1,703	1,773	1,794	1,741	1,678	1,541	1,446
合計	7,836	7,347	6,758	6,422	6,125	5,753	5,358	5,082	4,771	4,444	4,106	3,782	3,452